
治療目的使用に係る除外措置（TUE） ～今年の注意点～

2008年5月15日（木）
（財）日本アンチ・ドーピング機構
競技団体連絡会議運営委員会

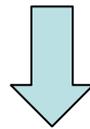
赤間 高雄

静脈内注入について

WADA, 2007 Prohibited List

M2. CHEMICAL AND PHYSICAL MANIPULATION

2. Intravenous infusions are prohibited, except as a legitimate medical treatment.



WADA, 2008 Prohibited List

M2. CHEMICAL AND PHYSICAL MANIPULATION

2. Intravenous infusion is prohibited. In an acute medical situation where this method is deemed necessary, a retroactive Therapeutic Use Exemption will be required.

静脈内注入は禁止される。緊急の医療状況においてこの方法が必要であると判断される場合、遡及的治療目的使用に係る除外措置が必要となる。

【2008 年WADA 禁止表の改訂に伴う通知】 (1)

【2008 年禁止表における規定】

- 静脈内注入は禁止されます。
- 緊急の医療状況において静脈内注入が必要であると判断される場合、遡及的TUE が必要となります。
- 提出されたTUE 申請書によって医療行為の正当性が審査されます。

【TUE 申請の対象競技者】

以下の競技者が標準TUE 申請の対象となります。

- a) JADA 登録検査対象者リスト (RTP) に登録されている競技者
- b) ドーピング検査が実施される可能性のある競技会に参加する競技者

【2008 年WADA 禁止表の改訂に伴う通知】 (2)

【緊急の医療状況において、遡及的TUE申請が必要となった場合】

- 遡及的TUE 申請においては、以下の通りの対応により申請をおこなって下さい。
 - 上記 a) の競技者
 - 静脈内注入を受けた場合には、その都度申請が必要
 - 上記 b) の競技者
 - 競技会へのエントリーを行った日以降に静脈内注入を受けた場合には、その都度申請が必要
- 遡及的TUE 申請は、以下の点に注意しておこなってください。
 - 遡及的申請は、可及的速やかにおこなうこと。
 - 申請には、標準TUE 申請書を用いること。

【上記以外の静脈内注入に関するTUE申請】

静脈内注入を治療目的で使用する場合は、使用期間、使用内容などを明記した標準TUE が必要となります。

標準TUE 申請 確認書

= 全ての標準TUE 申請に添付のこと = (1)

以下の6項目に・することにより、各項目に該当していることの確認を行い、医療行為の正当性を確認してください。

- 医療行為は、特定選手の疾病または傷害を治療するために必要なものでなければならない、
- その状況下で、ドーピングの定義に該当しない有効な治療が他にないこと、
- その医療行為が選手の運動能力を高めないこと、
- その医療行為に先立って、選手の医学的診断がなされていること、
- その医療行為が資格のある医療担当者により、適切な医療環境においてきちんと実施されること、
- その医療行為にかかわる適切な記録が保持されており、閲覧できること。

標準TUE 申請 確認書

= 全ての標準TUE 申請に添付のこと = (2)

【標準TUE申請時の添付資料】

標準TUE申請時には、以下の書類を整えて申請してください。

標準TUE申請書 + 確認書 + 添付資料

一般の標準TUE 申請の添付資料としては、

- 臨床経過を記載した文書
- 診察所見、必要に応じて写真
- 検査結果、必要に応じてデータ、報告書コピー
- 画像所見、フィルム

静脈内注入の標準TUE 申請の添付資料としては、

- 診断録の当該箇所のコピー、あるいは入院概要のコピーで可。
- 診断録のコピー、あるいは入院概要のコピーには、競技者氏名、生年月日、医療機関名、医療機関住所、医師氏名及び医師署名を記載のこと。

静脈内注入の違反例

国際ボート連盟（FISA）聴聞パネル決定

事例「2007年7月ロシア男子エイト3選手。ワールドカップで宿泊中のホテルで使用済み点滴器具が捨てられていた。」

決定

- ・ 静脈内注入（点滴）の事実はDNA鑑定によって証明された。
- ・ 医学的治療の正当性に関するCASの6基準について、7名（7カ国）のスポーツ医学の専門家の意見を聞き、
 - ・ 実施されたフルクトースの点滴は脱水とけいれんの治療ではなかった。
 - ・ 脱水には他の治療法があり、フルクトースは適切な治療ではない。
 - ・ このフルクトースの点滴は疲労回復を早めパフォーマンスを高める。
 - ・ この点滴は今回の選手の医学的状態に対する適切な治療ではない。
 - ・ 点滴の実施されたホテルの居室は適切な医療環境と考えられるが、理想的とはいえない。
 - ・ 提出された医療記録の記載者が明らかでなく、記録の空白期間がある。
- ・ 以下の2つの点で、正当な医学的治療ではなかったと結論した。
 - ・ 医学的治療ではなく、疲労回復目的の行為だった。
 - ・ フルクトースの静注は今回診断された病態の治療法ではない。
- ・ 当初はDrが関与を否定しており、点滴をDrが行ったか否かに疑問がある。
- ・ 以上から、WADA規程2.2.1により、ドーピング違反を認定。2年間の資格停止。

「同じ事例で、ロシア女子エイト2選手も違反が問われ、選手は採血だったと主張したが矛盾点があり、ドーピング違反と認定された。」